

## 許可申請等について

提出書類等	様式番号		事前相談	新規許可	更新の許可	変更の許可
	解体業	破砕業				
事前相談書	1	11				
許可（許可の更新）申請書	2	12				
破砕業の事業の範囲の変更許可申請書		13				
標準作業書						
欠格要件に該当しないことを誓約する書面	3	3				
業の用に供する施設の構造を明らかにする書面（平面図・立面図・断面図・構造図）設計計算書、付近の見取り図（住宅地図等の写し。）						
上記施設の所有権又は使用権原の証明書（土地の登記簿謄本、公図の写し、申請者が使用権原を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。）						
事業計画書及び収支見積書（その１）	4	14				
事業計画書及び収支見積書（その２） （＊不適正に大量に使用済自動車等を保管している場合に限る。）	5	15				
申請者が個人の場合：住民票の写しと登記事項証明書						
申請者が法人の場合						
ア 定款又は寄附行為と登記簿謄本						
イ 役員の住民票の写しと登記事項証明書						
ウ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写しと登記事項証明書又は登記簿謄本						
エ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写しと登記事項証明書						
申請者が未成年者でその法定代理人が個人の場合 ・法定代理人の住民票の写しと登記事項証明書						
申請者が未成年者でその法定代理人が法人の場合						
ア 法定代理人の定款又は寄附行為と登記簿謄本						
イ 法定代理人の役員の住民票の写しと登記事項証明書						
関係法令等に基づく手続きが必要な場合 ・当該手続きがなされていることを証する書類	19	19				
連絡先等	10	10				
その他市長が必要と認める書類 ・廃棄物処理法の業の許可証の写し ・その他						

注) 印は提出要。 印は該当するものについて提出要。 印は変更がなければ省略可。

## 解体業許可申請提出書類一覧表

[ 解体業許可 ]

( 申請者 )

提出書類	様式	チェック欄
許可申請書	様式第 2	
標準作業書		
欠格要件に該当しないことを誓約する書面	様式第 3	
解体業の用に供する施設の構造を明らかにする書面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図（住宅地図等の写し。） 事務所、使用済自動車保管場所、解体作業場、燃料採取場所、部品等保管場所、解体自動車保管場所、油水分離装置、危険物貯蔵庫、廃棄物保管場所等		
上記施設の所有権又は使用権原の証明書（土地の登記簿謄本、公図の写し、申請者が使用権原を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。）		
事業計画書及び収支見積書（その 1）	様式第 4	
事業計画書及び収支見積書（その 2） （* 不適正に大量に使用済自動車等を保管している場合に限る。）	様式第 5	
申請者が個人の場合：住民票の写しと登記事項証明書		
申請者が法人の場合		
ア 定款又は寄附行為と登記簿謄本		
イ 役員の住民票の写しと登記事項証明書		
ウ 発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者の株式数 又は出資額、住民票の写しと登記事項証明書又は登記簿謄本		
エ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写しと登記事項証明書		
申請者が未成年者でその法定代理人が個人の場合 ・法定代理人の住民票の写しと登記事項証明書		
申請者が未成年者でその法定代理人が法人の場合		
ア 法定代理人の定款又は寄附行為と登記簿謄本		
イ 法定代理人の役員の住民票の写しと登記事項証明書		
関係法令等に基づく手続きが必要な場合 ・当該手続きがなされていることを証する書類	様式第 1 9	
連絡先等	様式第 1 0	
その他市長が必要と認める書類		

**注意事項：**

- (1) 登記簿の謄本、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る）及び登記事項証明書等にあつては、申請日から三か月前までに発行されたものとする。
- (2) 登記事項証明書とは、成年被後見人若しくは被保佐人とする記録がないことを証明する書類で、東京法務局後見登録課が取り扱っています。
- (3) 用紙の大きさは、図面等を除き、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

## 破砕業許可申請提出書類一覧表

[ 破砕業許可 ]

( 申請者

)

提出書類	様式	チェック欄
許可申請書	様式第 1 2	
標準作業書		
欠格要件に該当しないことを誓約する書面	様式第 3	
破砕業の用に供する施設の構造を明らかにする書面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図（住宅地図等の写し。） 事務所、解体自動車保管場所、その他（家電・自販機等）保管場所、プレス機、プレス後の自動車保管場所、油水分離装置、危険物貯蔵庫、廃棄物保管場所等		
上記施設の所有権又は使用権原の証明書（土地の登記簿謄本、公図の写し、申請者が使用権原を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。）		
事業計画書及び収支見積書（その 1）	様式第 1 4	
事業計画書及び収支見積書（その 2） （*不適正に大量に使用済自動車等を保管している場合に限る。）	様式第 1 5	
申請者が個人の場合：住民票の写しと登記事項証明書		
申請者が法人の場合		
ア 定款又は寄附行為と登記簿謄本		
イ 役員の住民票の写しと登記事項証明書		
ウ 発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者の株式数 又は出資額、住民票の写しと登記事項証明書又は登記簿謄本		
エ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写しと登記事項証明書		
申請者が未成年者でその法定代理人が個人の場合 ・法定代理人の住民票の写しと登記事項証明書		
申請者が未成年者でその法定代理人が法人の場合		
ア 法定代理人の定款又は寄附行為と登記簿謄本		
イ 法定代理人の役員の住民票の写しと登記事項証明書		
関係法令等に基づく手続きが必要な場合 ・当該手続きがなされていることを証する書類	様式第 1 9	
連絡先等	様式第 1 0	
その他市長が必要と認める書類		

**注意事項：**

- (1) 登記簿の謄本、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る）及び登記事項証明書等にあつては、申請日から三か月前までに発行されたものとする。
- (2) 登記事項証明書とは、成年被後見人若しくは被保佐人とする記録がないことを証明する書類で、東京法務局後見登録課が取り扱っています。
- (3) 用紙の大きさは、図面等を除き、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

## 変更の届出について

次の事項に変更があった場合には、

- ・ 変更届出書（解体業：様式第6、破砕業：様式第16）
- ・ 誓約書（様式第3）
- ・ 各変更事項ごとに必要な書類を添えて、変更の日から30日以内に届出ください。

変 更 事 項	添 付 書 類
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	住民票の写し及び登記事項証明書（個人） 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（法人：変更履歴のわかるもの） 住所を変更する場合には、上記に加え住宅地図等の写し
2 事業所の名称及び所在地	施設の構造を明らかにする書面（平面図・立面図・断面図・構造図）、 設計計算書、付近の見取り図（住宅地図等の写し） 施設の所有権又は使用権原の証明書（土地の登記簿謄本、公図の写し、 申請者が使用権原を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し）
3 役員（相談役、顧問等を含む。）の氏名及び住所	住民票の写し及び登記事項証明書並びに登記簿の謄本（変更履歴のわかるもの） 役員の変更に係る新旧対照表（様式第7）
4 発行済株式総数の100分の5以上の株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	住民票の写し及び登記事項証明書並びに登記簿の謄本（変更履歴のわかるもの） 役員の変更に係る新旧対照表（様式第7）
5 政令で定める本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名及び住所	住民票の写し及び登記事項証明書 役員等の変更に係る新旧対照表（様式第7）
6 法定代理人の氏名及び住所（個人の場合）	
7 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（法人の場合）	定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（法人：変更履歴のわかるもの）
8 法定代理人の役員（相談役、顧問等を含む。）の氏名及び住所（法人の場合）	住民票の写し及び登記事項証明書並びに登記簿の謄本（変更履歴のわかるもの） 役員の変更に係る新旧対照表（様式第7）
9 標準作業書の記載事項	改定後の標準作業書の写し
10 業の用に供する施設の概要	施設の構造を明らかにする書面（平面図・立面図・断面図・構造図）

<p>11 業を行う事業所以外の場所で解体自動車等の積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する所在地、面積、保管の上限</p>	<p>設計計算書、付近の見取り図（住宅地図等の写し） 施設の所有権又は使用権原の証明書（土地の登記簿謄本、公図の写し、 申請者が使用権原を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。）</p>
<p>12 解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可番号</p>	<p>・当該許可証の写し</p>
<p>13 破砕業の用に供する施設が、廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、当該許可年月日及び許可番号</p>	<p>・当該許可証の写し</p>

### 廃業等の届出について

許可に係る業を廃止した場合は、廃業等届出書（解体業：様式第8、破砕業：様式第17）に許可証を添付の上、廃業等の日から30日以内に届出ください。

### その他

#### (1) 廃棄物処理法との関係

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、全ての使用済自動車を対象としたものではなく対象外となる自動車（被けん引車、特殊自動車及び農機具等）や対象外となる架装物（冷蔵用装置及び積載装置等）があるので、事業計画に応じ産業廃棄物処理業等の許可申請などを行ってください。

（注意） 自動車リサイクル法の対象外の自動車等の処理については、廃棄物処理法の適用を受けることとなります。なお、これらの積替え・保管または中間処理を伴う場合は、事前に本市の産業廃棄物適正処理指導要綱の手続きをしなければなりません。

なお、事前協議及び申請等は、次の窓口へ提出してください。

環境局ごみ減量推進課

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号 (076)220-2521

#### (2) 申請書等様式について

次頁以降の様式参照。

## 解体業の事前相談書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、必要な書類を添えて解体業に係る事前相談を申し出ます。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所 在 地	(郵便番号)	電話番号
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

様式第 1

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	別添「標準作業書」写しのとおり
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	別添「標準作業書」写しのとおり
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
火災予防上の措置	別添「標準作業書」写しのとおり

（備考）

- 1 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 2 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2 (法定様式第5 (第55条関係))

解体業 許可の更新 申請書

許可番号	
許可年月日	

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(郵便番号)  
住 所  
  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所 在 地	(郵便番号)	電話番号
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		



様式第2 (法定様式第5 (第55条関係))

役員の名及び住所 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

令5条に規定する使用人の名及び住所 (当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

法定代理人の名及び住所 (未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の名 (未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	
(ふりがな) 代表者の名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の額

様式第2（法定様式第5（第55条関係））

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
手数料欄	

（備考）

- 1 印の欄は、記入しないこと。
- 2 印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 62 条第 1 項第 2 号に規定する欠格要件

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注 1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 31 条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害罪）第 206 条（現場助勢罪）第 208 条（暴行罪）第 208 条の 2（凶器準備集合罪）第 222 条（脅迫罪）若しくは第 247 条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注 2）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

又 個人で政令で定める使用人（注 2）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

（注 1）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

（注 2）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

（1）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者（申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者を含む。）は、上記イから又のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

## 事業計画書及び収支見積書（解体業 - 1）

年 月 日 現在作成

1 - 1 . 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

（フロー概略図は、別添標準作業書フローチャートのとおり）							
業務時間	:	~	:	従業員数	人	休業日	

1 - 2 . 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1 - 3 . 解体実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 . 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 . 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	( 台 )	保管量の上限	( 台 )
現在保管量	( 台 )	現在保管量	( 台 )

事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること。

様式第 4

1 - 6 . 年間収支見積書

年 月 日 現在作成

項 目		前年度 ( 年 ) ( 決算月 ( 月 ))		今年度の見込み ( 決算月 ( 月 ))	
		年 度 ( 千円 )	( 1 台当 ) ( 円 )	年 度 ( 千円 )	( 1 台当 ) ( 円 )
売上高 ( 全体 )	ア ( 総売上収入 )				
売 上 原 価	イ ( 使用済自動車等購入費 )				
そ の 他 の 経 費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営 業 利 益	オ = ア - イ - ウ				
営 業 外 損 益	カ ( 主に支払利息 ( 注 ) )				
経 常 利 益	キ = オ + カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

( 参 考 )

	前年度末	現 在
負債総額 ( 年度末残高 ) ( 千円 )		

- ( 注 ) 1 「 1 台当 」 額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。  
 3 経常利益が前年度又は今年度の見込みにおいて赤字の場合は、改善計画書を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（解体業 - 2）

年 月 日 現在作成

2 - 1 . 大量に保管している使用済自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類 (すべて記載)(注)	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出 の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量(種類別)	
過去1年間の年間搬出実績(種類別)	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善に係る予定費用	搬出費用 円 処分費用 円 販売費用 円 計 円
改善にかかる資金の調達先	

(注) 使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

様式第 5

2 - 2 . 詳細収支見積書（許可取得後 1 年間）

総括表

	単位	
自動車解体業による利益（表ア）	千円	
保管解体済自動車に係る処分費用（表イ）	千円	
差 引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
（上記が借入金の場合の借入先）		

収益の計算表

	単位	
有用部品売却益（1台当平均） A	円	
使用済自動車等引取料金（1台当平均） B	円	
販売費及び一般管理費（1台当平均） C	円	
新規引取使用済自動車年間処理台数 D	台	
新規引取使用済自動車等利益 $E = (A - B - C) \times D$	千円	
保管使用済自動車年間処理台数 F	台	
保管使用済自動車等利益 $G = (A - C) \times F$	千円	
自動車解体業による利益 ア $H = E + G$	千円	
保管解体済自動車年間処理台数 I	台	
保管解体済自動車に係る処分費用 イ $J = C \times I$	千円	

単価（1台当平均）の算出方法

有用部品売却益	の A へ	
使用済自動車等引取料金	の B へ（注）	
販売費及び一般管理費	の C へ	

（注）1 有償による引取を想定しているが、処分料を徴収して引き取っている場合は、マイナスで計上する。

2 過去直近 3 年間の決算書（個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書）を添付する。



様式第 5

2 - 2 . 詳細収支見積書 (つづき)

詳細収支見積書附表

項 目		直近期 の実績 (千円)	単 価 (円)	主な引取先、 引渡先又は売 却先	備 考
収 入	有用物売却収入				主な内訳下記のとおり
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	その他				
	エアバック類回収料金				前年引渡件数 ( ) 件
	廃棄物収集運搬手数料 (注)				前年輸送台数 ( ) 台
	使用済自動車処分手数料(注)				前年受託実績 ( ) 台
支 出	使用済自動車引取費用 (注)				前年引取台数 ( ) 台
	廃棄物処分委託手数料 (計)				
	鉛蓄電池				
	タイヤ				
	廃油				
	廃液				
	蛍光管				
	解体自動車(廃車ガラ)				
	(種類)				
	(種類)				
(種類)					
その他の廃棄物					

(注) 1 決算書等の内容とその実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。

2 直近年について記入すること。

3 使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、使用済自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。

様式第 5

2 - 3 . 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車輛			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

（注）前年度の決算書（貸借対照表を含む。）を添付する場合は、作成不要。

様式第6（法定様式第7（第58条関係））

## 解体業変更届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 7

### 役員等の変更に係る新旧対照表

役員、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人及び 100 分の 5 以上株式数を有する者又は 100 分の 5 以上の出資をしている者の変更について記載すること。

新 役 員 等			旧 役 員 等		
役職名	氏 名	出資の割合	役職名	氏 名	出資の割合

- (注) 1 新旧とも全ての役員等を記載すること。  
2 新任者及び退任者については、その旨カッコ書きで記入すること。

## 解体業廃業等届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 4 条の規定により届け出ます。

1 許可番号及び許可年月日	
2 廃業等の理由	・死亡 ・合併 ・破産 ・解散 ・廃業
3 廃業等をした日	
4 届出をした者と廃業等をした解体業者との関係	・相続人 ・元役員 ・破産管財人 ・清算人 ・本人
5 保管している使用済自動車又は解体自動車の取り扱い	

(注) 届出の際には、許可証を返戻してください。

## 添付書類の省略について

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

解体業の許可の更新を申請するにあたり、下記の を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した解体業許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した解体業許可更新申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した解体業変更届出書

の内容と変更がありませんので添付しません。

### 記

- 1 解体業の用に供する施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、付近の見取図(住宅地図等の写し)
- 2 1に掲げる施設の所有権又は使用権原の証明書(土地の登記簿謄本、公図の写し、(申請者が所有権を有しない場合は)賃貸借契約書の写し)
- 3 連絡先

連 絡 先 等

1 申請者（本社）の住所、氏名（名称）

住所	郵便番号 ( _____ - _____ )	電話番号 _____
ふりがな		
氏名 (名称)		

2 申請書（届出書）についての問合わせ先

(1) 担当者の問合せ先

ふりがな		
所属部署		
ふりがな		
担当者氏名		
連絡方法	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	

(2) 申請代理人（行政書士）

ふりがな		
受託者機関		
ふりがな		
受託者		
連絡方法	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	

(注)

- 1 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。
- 2 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。

## 破 碎 業 の 事 前 相 談 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、必要な書類を添えて破砕業に係る事前相談を申し出ます。

事 業 の 範 囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所 在 地	(郵便番号)	電話番号
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けいている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第	号
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)



様式第 1 1

破砕業を行うとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	
標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
排水処理施設の管理の方法 （排水処理施設を設置する場合に限る。）	別添「標準作業書」写しのとおり
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
解体自動車の運搬の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	別添「標準作業書」写しのとおり
火災予防上の措置	別添「標準作業書」写しのとおり

- 備考 1 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 2 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 1 2 ( 法定様式第 8 ( 第 60 条関係 ) )

破 碎 業 許 可 の 更 新 申 請 書

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
	年 月 日

( 宛 先 ) 金 沢 市 長

( 郵 便 番 号 )

住 所

氏 名

( 法 人 に あ っ て は 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 )

電 話 番 号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 8 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事 業 の 範 囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所 在 地	( 郵 便 番 号 )	
		電 話 番 号
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けいている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第	号
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

様式第 1 2 ( 法定様式第 8 ( 第 60 条関係 ) )

破砕業を行うとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所
令 5 条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記載すること。）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記載すること。）		
(ふりがな) 氏 名		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住 所	( 郵便番号 )	
	電話番号	

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者  
 いる、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する  
 社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含  
 む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当す  
 る出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入  
 すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の額

様式第 1 2 ( 法定様式第 8 ( 第 60 条関係 ) )

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 ( 排水処理施設を設置する場合に限る。 )	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
手数料欄	

( 備考 )

- 1 印の欄は、記入しないこと。
- 2 印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

## 破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

( 宛先 ) 金沢市長

( 郵便番号 )

住 所

氏 名

( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 0 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行うとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

様式第13（法定様式第10（第63条関係））

役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

令5条に規定する使用人の名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

法定代理人の名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記載すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記載すること。）

(ふりがな) 氏 名	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者  
 いる、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する  
 社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含  
 む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当す  
 る出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入  
 すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の額



様式第 1 3 ( 法定様式第 1 0 ( 第 63 条関係 ) )

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 ( 排水処理施設を設置する場合に限る。 )	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
手数料欄	

- 備考
- 1 印の欄は、記入しないこと。
  - 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

事業計画書及び収支見積書（破碎業 - 1）

年 月 日 現在作成

1 - 1 . 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

（フロー概略図は、別添標準作業書フローチャートのとおり）							
業務時間	:	~	:	従業員数	人	休業日	

1 - 2 . 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1 - 3 . 破碎実績

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 . 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 . 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台 (m <sup>3</sup> )	保管量の上限	m <sup>3</sup>
現在保管量	台 (m <sup>3</sup> )	現在保管量	m <sup>3</sup>

1 - 6 . 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 ( 年 ) ( 決算月 ( 月 ))		今年度の見込み ( 決算月 ( 月 ))	
		年 度 ( 千円 )	( 1 台当 ) ( 円 )	年 度 ( 千円 )	( 1 台当 ) ( 円 )
売上高 ( 全体 )	ア ( 総売上収入 )				
経 費	イ				
うち廃棄物処理委託費	ウ				
営 業 利 益	エ = ア - イ				
営 業 外 損 益	オ ( 主に支払利息 ( 注 ))				
経 常 利 益	カ = エ + オ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

( 参 考 )

	前年度末	現 在
負債総額( 年度末残高 ) ( 千円 )		

- ( 注 ) 1 「 1 台当 」 額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。  
 3 経常利益が前年度又は今年度の見込みにおいて赤字の場合は、改善計画書を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（破碎業 - 2）

年 月 日 現在作成

2 - 1 . 大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類 (すべて記載)(注)	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出 の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量(種類別)	
過去1年間の年間搬出実績(種類別)	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善に係る予定費用	搬出費用 円 処分費用 円 販売費用 円 計 円
改善にかかる資金の調達先	

(注) 解体自動車、ASR以外の廃棄物がある場合には保管量も記入すること。

様式 15

2 - 2 . 詳細収支見積書

総括表

	単位	
自動車破砕業による利益 (表ア)	千円	
保管 ASR に係る処分費用 (表イ)	千円	
差 引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
(上記が借入金の場合の借入先)		

収益の計算表

	単位	
有用部品・有用金属売却益 (1台当平均) A	円	
解体自動車等処分料金収入 (1台当平均) B	円	
販売費及び一般管理費 (1台当平均) C	円	
新規引取解体自動車年間処理台数 D	台	
新規引取解体自動車等利益 $E = (A + B - C) \times D$	千円	
保管解体自動車年間処理台数 F	台	
保管解体自動車等利益 $G = (A - C) \times F$	千円	
自動車破砕業による利益 ア $H = E + G$	千円	
保管 ASR に係る処分費用 イ I	千円	

単価 (1台当平均) の算出方法

有用部品・有用金属売却益	の A へ	
解体自動車等処分料金収入	の B へ (注)	
販売費及び一般管理費	の C へ	

(注) 1 処分料を徴収して引取ることを想定しているが、解体自動車を買収している場合は、マイナスで計上する。

2 過去直近 3 年間の決算書 (個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書) を添付する。

2 - 2 . 詳細収支見積書附表 (つづき)

詳細収支見積書附表

項 目		直近期 の実績 (千円)	単 価 (円)	主な引取先、引 渡先又は売却先	備 考
収 入	廃棄物収集運搬手数料				前年輸送台数 ( ) 台
	解体自動車処分委託手数料(注)				前年受託実績 ( ) 台
	有用物・有用金属売却収入				主な内訳下記のとおり
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
その他					
ASR 引渡料金					前年引渡実績 ( ) t
支 出	解体自動車引取費用(注)				前年引取台数 ( ) 台
	廃棄物処分委託手数料(計)				
	ASR				
	解体自動車				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	その他の廃棄物				

(注) 1 決算書等の内容とその実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。

2 直近年について記入すること。

3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、解体自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。

様式 1 5

2 - 3 . 資産に関する調書

年 月 日 現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車 輜			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

（注）前年度の決算書（貸借対照表を含む。）を添付する場合は、作成不要。

## 破 碎 業 変 更 届 出 書

年 月 日

( 宛先 ) 金沢市長

( 郵便番号 )

住 所

氏 名

( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 1 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変 更 の 内 容	新	旧
変 更 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。



## 破 碎 業 廃 業 等 届 出 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条の規定により届け出ます。

1 許可番号及び許可年月日	
2 廃業等の理由	・死亡 ・合併 ・破産 ・解散 ・廃業
3 廃業等をした日	
4 届出をした者と廃業等をした解体業者との関係	・相続人 ・元役員 ・破産管財人 ・清算人 ・本人
5 保管している解体自動車等の取り扱い	

(注) 届出の際には、許可証を返戻してください。

## 添付書類の省略について

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

破砕業の(許可の更新、変更許可)を申請するにあたり、下記の を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した破砕業許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した破砕業許可更新申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した破砕業の事業の範囲の変更許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した破砕業変更届出書

の内容と変更がありませんので添付しません。

### 記

- 1 破砕業の用に供する施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、付近の見取図(住宅地図等の写し)
- 2 1に掲げる施設の所有権又は使用権原の証明書(土地の登記簿謄本、公図の写し、(申請者が所有権を有しない場合は)賃貸借契約書の写し)
- 3 連絡先

解体業（破砕業）許可申請等に係る関係規制法令等確認状況一覧

確認年月	確認先	法令名	確認結果	チェック欄

(注)

- 1 確認先の欄には、担当部署名、担当者の氏名、電話番号を記入してください。
- 2 確認結果の欄には、「当該事業計画は、 法第 条に基づく の許可（届出）は不要であるとの回答であった。」等の確認結果を記入してください。
- 3 印欄には記入しないでください。
- 4 主な関係法令等
  - 立 地・・・都市計画法・農地法等（市都市計画課、農業委員会事務局まで）
  - 建 築・・・建築基準法・関係条例等（市建築指導課まで）
  - 排水設備・・・下水道法・関係条例等（市企業局まで）
  - 環境保全・・・騒音規制法・振動規制法・関係条例等（市環境政策課まで）
  - 危 険 物・・・消防法・関係条例等（市消防本部まで）
  - 廃 棄 物・・・廃棄物処理法・関係条例等（市ごみ減量推進課まで）
  - その他関係法令等